

<介護保険 第1号被保険者>

65歳以上のみなさんの 介護保険料を改定します

○介護保険は、制度の健全な運営のため、3年ごとに制度の見直しをしています。

これに伴って介護サービスにかかる費用の現状を考慮し、令和6年度以降の保険料の見直しを行いました。

○新しい保険料の段階に基づく、令和6年度の保険料については、7月上旬に発送する通知書でご確認ください。

旧 令和5年度の介護保険料 (第8期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1,900 円	22,800 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下の人	3,100 円	37,200 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,350 円	52,200 円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,550 円	66,600 円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	6,200 円	74,400 円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	7,100 円	85,200 円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,750 円	93,000 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,300 円	111,600 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	9,900 円	118,800 円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	10,500 円	126,000 円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	11,750 円	141,000 円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	13,000 円	156,000 円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	14,250 円	171,000 円



新 令和6～令和8年度の介護保険料 (第9期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
新 第1段階	●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が80万円以下の人	1,770 円	21,240 円
新 第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が80万円を超え120万円以下の人	3,000 円	36,000 円
新 第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が120万円を超える人	4,250 円	51,000 円
新 第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が80万円以下の人	5,550 円	66,600 円
新 第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額 [*] の合計が80万円を超える人	6,200 円	74,400 円
新 第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	7,100 円	85,200 円
新 第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,750 円	93,000 円
新 第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,300 円	111,600 円
新 第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	10,500 円	126,000 円
新 第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	11,750 円	141,000 円
新 第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	13,000 円	156,000 円
新 第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	14,250 円	171,000 円
新 第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	14,850 円	178,200 円
新 第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	15,500 円	186,000 円
新 第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	16,100 円	193,200 円

◆介護保険料の算定においては、合計所得金額には、地方税法上の合計所得金額（収入金額から必要経費等を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額）から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※第1～5段階の合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を除いた金額となり、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

問合せ＝介護福祉課 介護保険係（内線516・517）